

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	小田原交通安全協会の建物無償譲渡に係る要望について	資 産 経 営 課
2	小田原市消防計画の改定について	消 防 総 務 課

令和 7 年 4 月 1 5 日

小田原交通安全協会の建物無償譲渡に係る要望について

1 概 要

小田原交通安全協会（以下「安全協会」という。）は、平成 16 年より市所有地である現所在地に事務所を置き、事業に取り組んできたが、令和 7 年中に解散することとなった。

このたび、安全協会から建物の無償譲渡に関する要望書が提出されたことから、対応について今後検討する。

2 要望書

- (1) 提 出 日 令和 7 年 3 月 24 日
- (2) 内 容 参考資料 1—1 のとおり

3 建物概要

- (1) 所 在 荻窪 300 番 1
- (2) 用 途 事務所
- (3) 構 造 鉄骨造 地上 2 階
- (4) 延 床 面 積 291.06 m²
うち 1 階倉庫 30.70 m² 2 階会議室 43.22 m²は市が無償利用
- (5) 建 築 平成 16 年
- (6) 耐震化の状況 新耐震基準のため耐震化不要

(参考)

土地概要

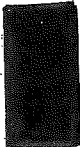
- (1) 所 在 地 荻窪 300 番 1
- (2) 面 積 601 m²
- (3) 土地所有者 小田原市
- (4) 現 契 約 行政財産の目的外使用許可
平成 16 年 1 月 19 日～
令和 6 年度使用料 1,016,016 円

参考資料1-1

令和7年3月24日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原交通安全協会
会長 青木 正次



小田原交通安全協会事務所用地の使用終了と建物無償譲渡について

小田原市交通安全協会では、令和7年中の解散にあたり、小田原市から使用許可をいただいていた事務所用地について、令和7年4月以降は使用しないこととなりました。

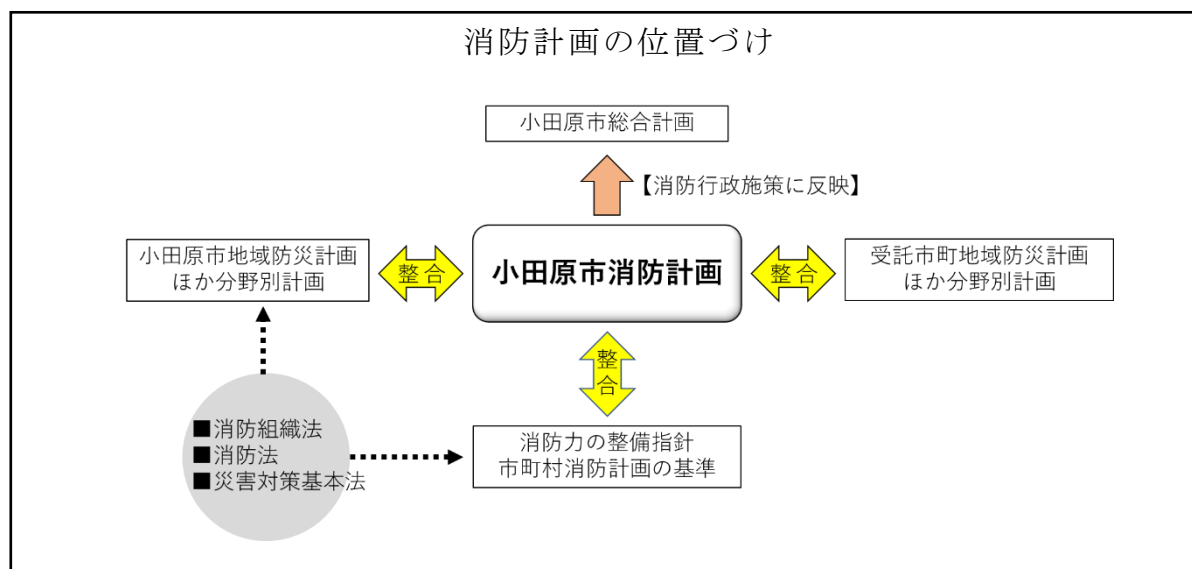
事務所用地の使用終了にあたり、行政財産使用許可書に従い、事務所等の撤去をして返還すべきところですが、当協会では解散を控え、撤去費用の捻出ができない状況となっております。

つきましては、原状回復をせず、建物や駐車場などの事務所用地内の工作物を貴市に寄付させていただきたくお願い申し上げます。

小田原市消防計画の改定について

1 小田原市消防計画

小田原市消防計画（以下「消防計画」という。）は、「市町村消防計画の基準」（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）の規定に基づき、消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期するために策定している。また、本市のまちづくりの総合指針となる小田原市総合計画と整合を図り、更には各種計画、指針及び基準等とも整合性を保つ、小田原市消防本部の根幹計画である。



2 改定内容

消防計画は将来の消防体制のあるべき姿を明確にすることで、課題を中長期的視野で解消し、持続的に施策の展開を図るための計画であることから、定年の引上げ等の新たな制度や消防団が策定した「持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書」等に対応するため、各事業の進捗状況を踏まえつつ主な取組内容等の見直しを行った。

また、令和４年度から進めていた持続可能な消防組織の検討内容についても事業ごとに整理を行い消防計画の各基本計画に反映している。

主な改定内容

番号	事業名	改定理由と主な内容	該当ページ
1-1	消防組織運営事業	・ 定年引上げに伴う諸制度の施行による「現状と課題」、「施策の方向性」の見直し	15
1-2	消防被服等貸与事業		16
1-3	消防職員採用事業		17
1-5	消防庁舎再整備事業	・ 山北出張所の再整備に伴う進捗状況の反映、各署所訓練施設の整備、女性職員の当直環境の整備など「現状と課題」、「施策の方向性」の見直し	21 22
1-8	情報通信施設整備事業	・ 消防救急デジタル無線共通波設備、消防情報指令システム、消防救急デジタル無線活動波設備を「主な取組内容」に更新計画を追加記載	27
2-1	消防救急車両・装備等整備事業	・ 市立病院への救急ワークステーション設置について「施策の方向性」の見直し ・ 定年引上げに伴う諸制度の施行による「現状と課題」、「主な取組内容」の見直し	30
2-5	救急用資機材整備事業		34
2-6	救急隊員養成・医療連携事業		35
3-1	火災予防推進事業	・ 定年引上げに伴う諸制度の施行による「主な取組内容」の見直し	40
3-2	火災原因調査業務強化事業		41
4-1	消防団運営事業	・ 消防団が策定した「持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書」に基づく「施策の方向性」の見直し	43

3 意見公募結果

令和 7 年 2 月 14 日(金)から同年 3 月 17 日(月)の期間でパブリックコメント（市民意見）を実施した結果、1 件提出があったが、消防計画の内容に関する意見ではなく、計画改定の手順に関するものであった。

なお、本市消防本部は広域消防であるため、構成市町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町）からも募集したものである。

4 改定計画の運用開始

令和 7 年 6 月 1 日

小田原市消防計画の改定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市消防計画の改定
政策等の案の公表の日	令和7年2月14日（金）
意見提出期間	令和7年2月14日（金）から令和7年3月17日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、消防総務課窓口、足柄1市5町の市役所・町役場）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	1

〈具体的な内容〉

計画改定の手順に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原市基本構想が小田原市議会で可決される前に本計画のパブリックコメントをなぜ募集しているのか。	D	小田原市消防計画の改定は、当該計画内で規定する概ね3年毎の見直し期間を迎えて実施するものです。 今回改定する内容は、現在策定されている計画内容のうち各事業に係る進捗状況の反映と名称等の具体化に伴う字句の整理が主旨となります。 また、小田原市消防計画の法的な位置付けは、消防組織法第4条第2項15号の規定により定められた市町村消防計画の基準を根拠としており、そのうえで本市総合計画との整合性について調整していく関係性にあるものです。 よって、この度の改定は、それぞれの計画に影響を与えないものと判断されたため、本計画単体での手続きとして実施したものです。

小田原市消防計画 改定案

令和7年●月改定
小田原市消防本部



はじめに

小田原市消防本部は、昭和23年（1948 年）3 月 7 日に自治体消防として発足して以降、職員の増強、消防施設・車両の整備等、目覚ましい消防体制の発展を遂げて参りました。

多様化する社会情勢のなか、地域住民の皆さまからの「安全・安心」への負託に応えていくために、平成25年（2013 年）3 月31日には、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町から消防事務を受託したことで、広域消防としてのスケールメリットを活かし、災害時の部隊現場到着時間の短縮や初動体制の強化など様々な運用効果を上げてきています。

しかしながら、令和元年（2019 年）からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、「新しい生活様式」が提起され、消防業務も感染防止対策への取り組みなど危機感を持った対応を求められました。今後は、新型コロナウイルス感染症が終息した後も、新たな感染症に留意し続けなければ安定した消防業務をおくることはできません。

また、これまで経験してきた、東日本大震災をはじめとした数々の大規模地震、局地的に続発する大雨や勢力が強大化してきている台風のほか、令和3年（2021 年）7 月3日熱海市伊豆山土石流災害など、自然災害による被害が甚大化・広域化する傾向にあるなか、消防業務に対する住民の皆さまからの期待の高まりと、消防として災害に適切に対応するための備えの必要性を強く認識しているところです。

さらに、地球環境問題の深刻化や脱炭素社会・デジタル化社会へ向けた取り組みなどの課題により、消防の業務はますます複雑化・多様化しています。

そのような状況のなかで、当市政運営の全体の方向性と連動するよう本消防計画を改定しました。

平成25年（2013 年）の広域消防発足から10年の節目を迎えたこともあり、今後も、本消防計画を基本指針として、全職員をあげて消防体制の充実・強化に主体的に取り組む、消防組織力の強化や地域防災力の向上につなげることで、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指していきます。

小田原市消防長

目次

第1章 基本方針	- 3 -
1 消防計画の目的	- 4 -
2 消防計画の位置付け	- 4 -
3 消防計画の期間	- 5 -
4 消防を取り巻く環境の変化	- 5 -
5 関係基準及び消防本部の諸計画との整合	- 7 -
6 基本方針	- 11 -
7 施策体系	- 11 -
第2章 基本計画	- 13 -
1 消防組織体制の強化	- 14 -
1－1 消防組織運営事業	- 15 -
1－2 消防被服等貸与事業	- 16 -
1－3 消防職員採用事業	- 17 -
1－4 消防職員教育・訓練事業	- 19 -
1－5 消防庁舎再整備事業	- 20 -
1－6 消防施設維持管理事業	- 23 -
1－7 消防水利施設等整備事業	- 25 -
1－8 情報通信施設整備事業	- 26 -
2 災害対応力の充実と強化	- 28 -
2－1 消防救急車両・装備等整備事業	- 29 -
2－2 水防施設・資機材整備事業	- 30 -
2－3 広域応援体制強化事業	- 31 -
2－4 市民応急救護力推進事業	- 32 -
2－5 救急用資機材整備事業	- 33 -
2－6 救急隊員養成・医療連携事業	- 34 -
2－7 消防団広域連携事業	- 36 -
3 火災予防の推進	- 37 -
3－1 火災予防推進事業	- 38 -
3－2 火災原因調査業務強化事業	- 39 -
4 持続可能な消防団体制の構築	- 41 -
4－1 消防団運営事業	- 42 -
4－2 消防団車両・資機材整備事業	- 43 -
4－3 消防団施設維持管理事業	- 44 -

第 1 章 基本方針

1 消防計画の目的

実際に即した「実効性の高い計画」の推進

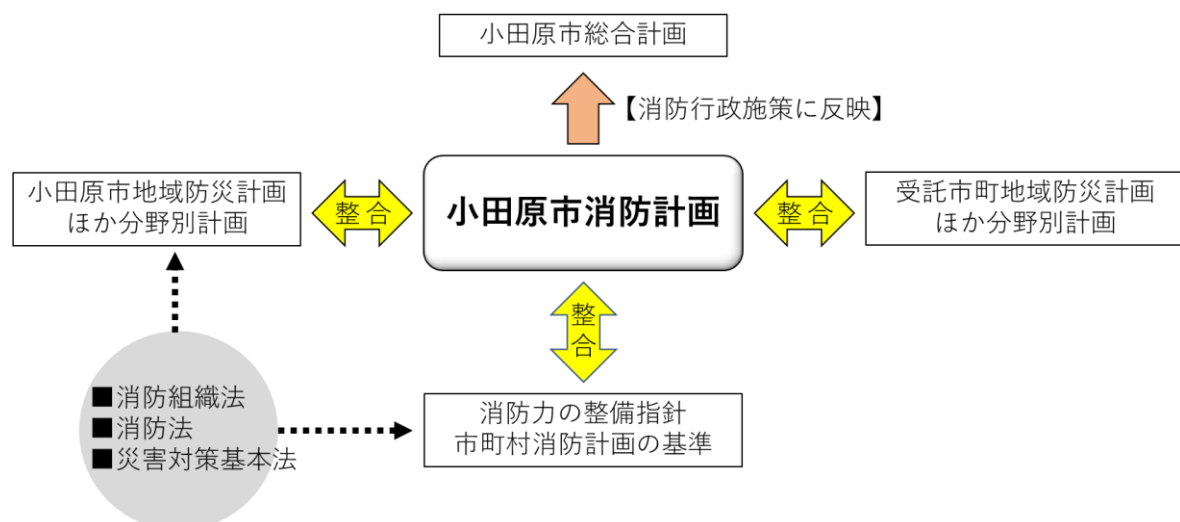
小田原市消防計画（以下「消防計画」という。）は、「市町村消防計画の基準」（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）の規定に基づき、消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期するために策定している。また、小田原市総合計画と整合を図り将来の消防体制のあるべき姿を明確にすることで、課題を中長期的視野で解消し、持続的に施策の展開を図るための消防体制全般にわたる総合的な計画である。

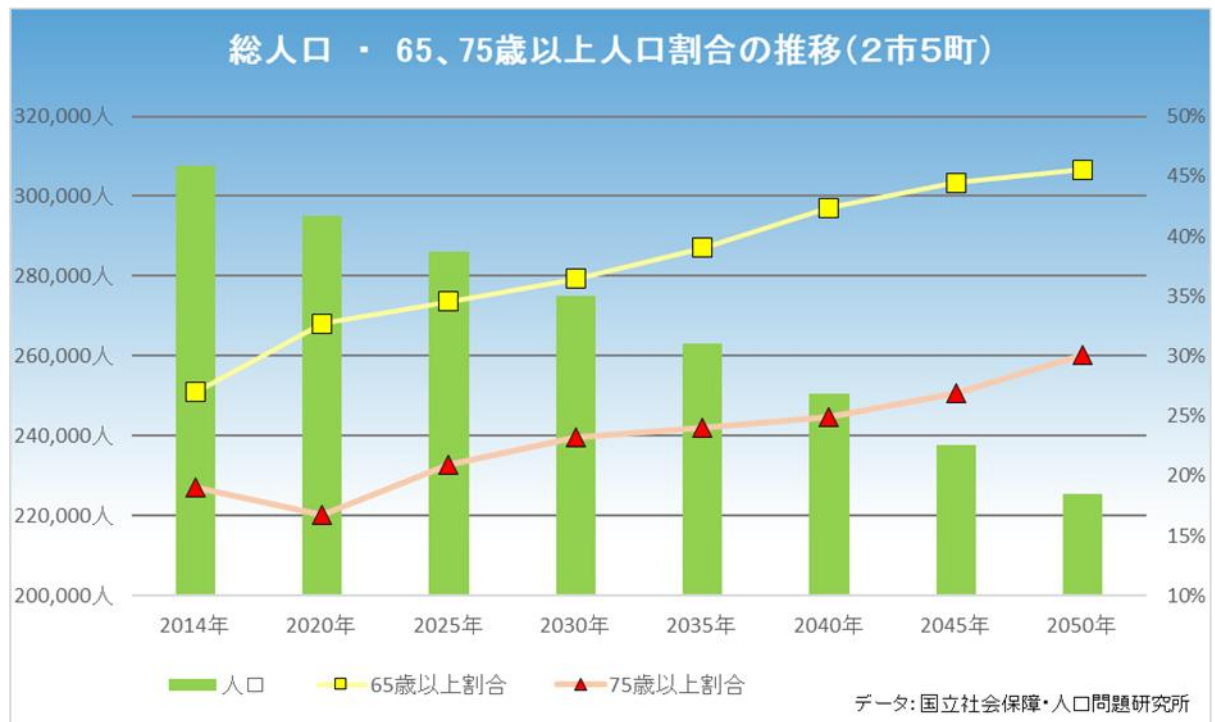
諸課題を解消し、将来の消防体制を実現するためには、すべての職員の意識が同じ方向に向き、組織の持つ力を効果的かつ効率的に駆使して、着実に取り組むことが重要であることから、本計画に基づき、具体化した施策を持続的に推進していくこととする。

2 消防計画の位置付け

消防計画は、平成 25 年（2013 年）の広域消防発足を機に大きく改正し、「小田原市のまちづくりの方針」である小田原市総合計画と整合性を図り、消防組織法等の関係法令に基づき、「小田原市及び受託市町の地域防災計画」、「消防力の整備指針」、「市町村消防計画の基準」等とも整合性を保つ、小田原市消防本部の根幹をなす計画とした。

【各種計画関係図】





(2) 消防活動の内容

前述の人口減少及び少子高齢化の進行のほか、住環境を始めとした人々の生活様式の変化、住民ニーズの多様化及び災害の大規模化など、消防を取り巻く環境は大きく変容しており、消防の活動内容にもその影響が及んでいるところである。

救急活動においては、新型コロナウイルス禍の影響もあり、一時的に出動件数は減少したものの、日常生活が以前の状態に戻るにつれ、前述の高齢化の進展に伴う高齢者の救急需要の増加が予想される。

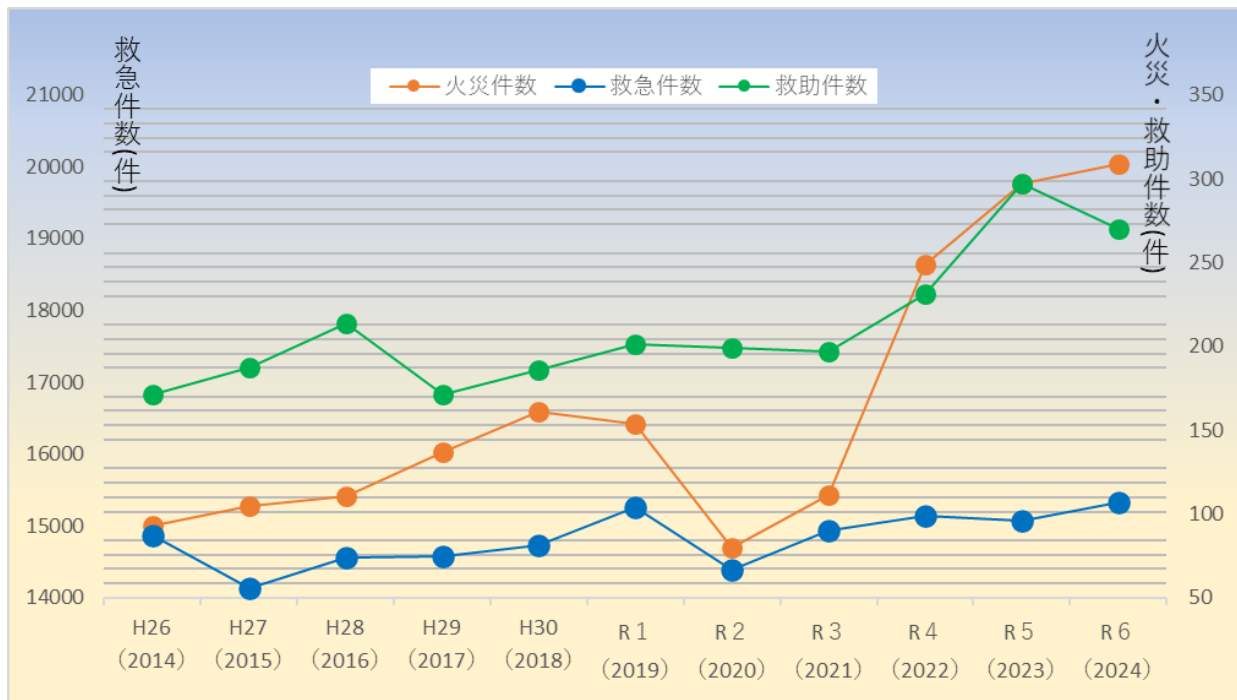
また、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、より高度な医療行為を実施するようになったことから、メディカルコントロール体制の充実等による質の確保及び向上が強く求められているなど、業務量の増大のみならず内容も極めて高度化している。

消火、救助活動においては、出動件数に大きな変化は見られないものの、平成23年3月に発生した東日本大震災、令和3年7月熱海市土石流災害及び令和6年1月能登半島地震への緊急消防援助隊の応援派遣等による活動範囲の拡大も含め、近年の多様化・激甚化・頻発化する災害にも対処していく必要がある。

また、建築物の高層化、大規模化、更には大型ショッピングセンター等の大規模集客施設や宿泊施設の増加等により、こうした施設の火災時等における消火及び救助活動や要配慮者を含む避難者等への対処も必要となるなど、都市構造の高度化に伴う災害態様の変化にも十分に対応し得る高機能な車両を始めとした高度な

資機材の整備や、高い専門性を有した部隊の配置等が求められている。

【災害出動件数の推移（２市５町）】



（３）予防体制

消防本部管内の火災件数は近年大きな変動は見られず、建物火災のうち一般住宅、共同住宅からの火災が約半数となっている。また、出火原因を見ると火気取扱いの不注意や放火（放火の疑いを含む。）によるものが多く発生しているとともに、近年急速に普及しているモバイルバッテリーを原因とする電気火災が増加傾向にある。

今後も人口における高齢化の進展が見込まれるなか、住宅火災による高齢者の被害の増大が危惧されることから、火災による被害を軽減するため高齢者宅への住宅用火災警報器の設置を推進するとともに、ホームページをはじめとするあらゆる広報媒体を活用し、地域住民の防火意識の高揚を図ることが必要である。

一方で、飲食店や社会福祉施設など火災発生時に人命危険の高い防火対象物に対しては、効果的な査察の実施により、消防法令違反に対する是正指導を推進するほか、また、危険物施設における火災・流出事故などの災害が増加傾向にあることから事業所及び危険物取扱者に対する保安教育と効果的な査察を併せて実施していくことが不可欠といえる。

５ 関係基準及び消防本部の諸計画との整合

（１）「市町村消防計画の基準」との整合

「市町村消防計画の基準」（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）に定められている必要な計画のうち、既に整備されている規定等の状況は、次表のとおりとなっている。新たに規定等の制定が必要となった場合又は改正が必要となった場合には、速やかに制定、改正等を行うこととする。

「市町村消防計画の基準」と当本部の規定等の関係	
市町村消防計画の基準 (消防庁告示)	対応している主な当本部の規定等
1 組織計画 (1)事務機構 (2)災害時の消防隊の編成	☐ 小田原市消防本部等設置条例 ☐ 小田原市消防本部の組織に関する規則 ☐ 小田原市消防署の組織に関する規程 ☐ 小田原市消防長の任命資格を定める条例 ☐ 消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間に関する規程 ☐ 小田原市消防職員の職の設置等に関する規則 ☐ 小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則 ☐ 小田原市消防職員服務規程 ☐ 小田原市消防職員の勤務時間、休日、休暇等に関する要綱 ☐ 消防職員の勤務時間の割振り等に関する取扱細則 ☐ 小田原市消防本部処務規程 ☐ 小田原市消防本部処務規程取扱要領 ☐ 小田原市消防署処務規程 ☐ 小田原市消防団の設置等に関する条例 ☐ 小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則 ☐ 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例 ☐ 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例施行規則 ☐ 小田原市災害時消防支援隊設置要綱 ☐ 小田原市災害時消防団支援隊設置要綱 ☐ 小田原市救急業務規則 ☐ 小田原市消防警防規程 ☐ 小田原市消防団災害等活動規程
2 消防力等の整備計画 (1)消防力等の現況 (2)消防力等の増強 (3)消防力等の更新 (4)施設・資機材の整備点検	☐ 小田原市消防警防規程 ☐ 小田原市消防年報 ☐ 小田原市消防通信取扱規程

3 調査計画 (1)消防地理調査 (2)消防水利調査 (3)災害危険区域等調査 (4)被害想定図の作成	○小田原市消防職員服務規程 ○小田原市消防本部処務規程 ○小田原市消防署処務規程 ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防救助隊活動規程 ○小田原市警防調査実施要綱
4 教育訓練計画 (1)教育 (2)訓練	○小田原市救急業務規則 ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防救助隊活動規程 ○小田原市救急業務等実施規程
5 災害予防計画 (1)火災予防指導 (2)火災予防査察 (3)風水害等の予防指導 (4)広報活動	○小田原市火災予防条例 ○小田原市火災予防条例施行規則 ○消防法等施行細則 ○小田原市消防本部火災予防事務処理要綱 ○小田原市消防本部危険物等事務処理要綱 ○消防法等施行規程 ○小田原市消防本部火災調査規程 ○小田原市火災予防違反処理規程 ○小田原市消防本部住民指導に関する規程 ○小田原市火災予防条例の運用に関する指導指針 ○小田原市消防本部火災予防査察規程 ○防火基準適合表示制度実施要綱 ○消防長が定める大規模な屋外催しの要件 ○小田原市消防本部予防技術資格者の認定等に関する要綱
6 警報発令伝達計画 (1)火災警報 (2)その他警報の伝達及び周知	○消防法等施行細則 ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防震災警防規程 ○小田原市消防水災警防規程
7 情報計画	○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防震災警防規程 ○小田原市消防水災警防規程

8 火災警防計画 (1)消防職員・消防団員の招集 (2)出動 (3)警戒 (4)通信 (5)火災防ぎょ	○小田原市消防動員基準 ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防通信取扱規程 ○小田原市消防団災害等活動規程 ○小田原市消防団無線局管理運用規程
9 風水害等警防計画	○小田原市消防動員基準 ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防震災警防規程 ○小田原市消防水災警防規程
10 避難計画	○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防震災警防規程 ○小田原市消防水災警防規程
11 救助救急計画 (1)非常招集 (2)出動 (3)通信統制 (4)医療機関等との協力体制	○小田原市消防動員基準 ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防救助隊活動規程 ○小田原市消防通信取扱規程 ○小田原市救急業務等実施規程 ○小田原市救急業務規則 ○小田原市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱
12 応援協力計画 (1)協定機関 (2)応援の方法 (3)資料の交換	○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防広域応援・受援計画

(2)「消防力の整備指針」との整合

本消防計画では、現状における小田原市消防本部管内の地域特性や消防需要だけでなく、中長期的な視座も合わせた効率的な消防力の維持について検討し、国の「消防力の整備指針」との整合性を図るものとする。

(3) 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、概ね3年毎に見直すものとする。ただし、必要があると認めるときには随時これを修正する。

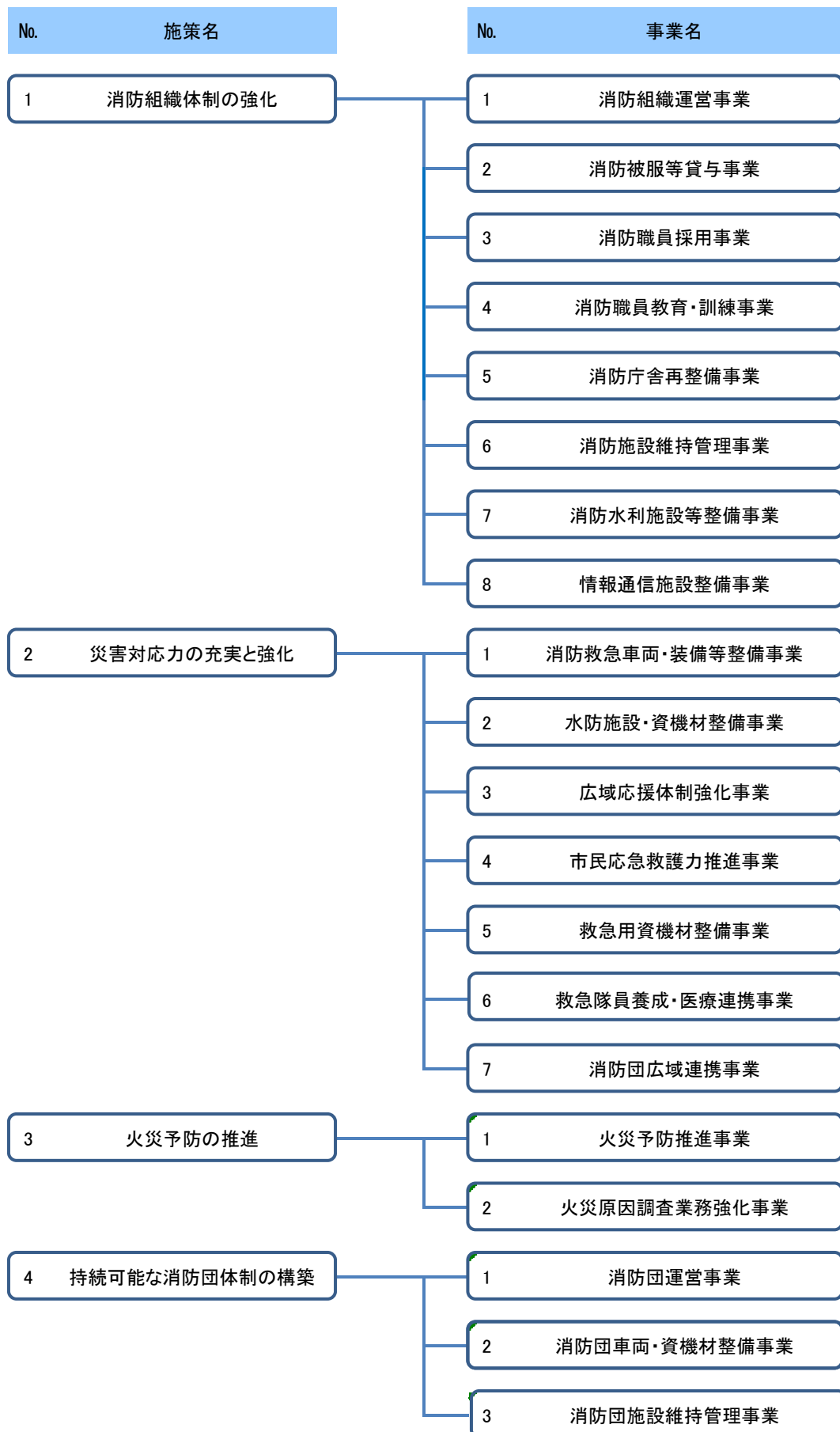
6 基本方針

消防計画の内容については、小田原市総合計画と整合性を図りつつ、管轄する2市5町における消防の課題解決に向けた具体策や、目指すべき将来像等を明確にし、その実現に向けた取り組みの方向性を明らかにするとともに、一定の目標付けを行う。

7 施策体系

小田原市総合計画の実現に向け、次の施策体系に沿って、施策の効果的な推進を図る。

【施策「消防・救急体制の充実」体系図】



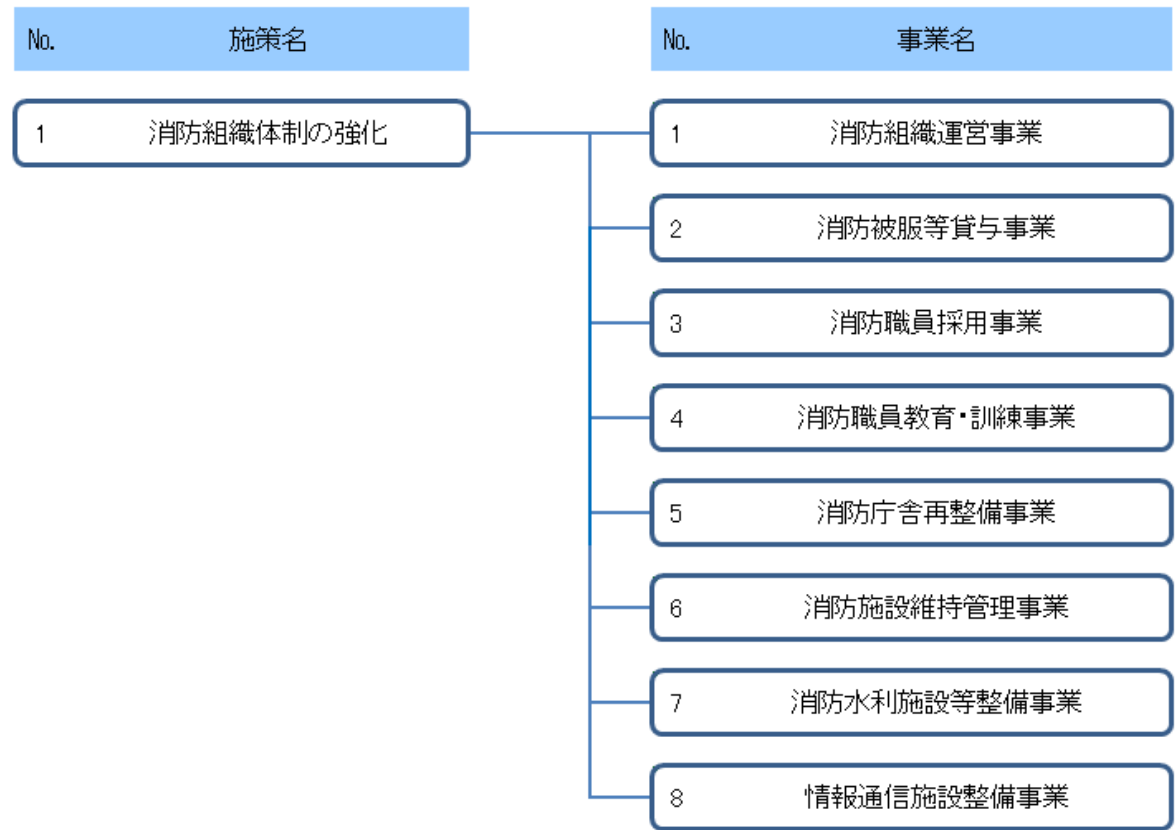
第 2 章 基本計画

1 消防組織体制の強化

昭和23年に自治体消防として発足以来、本市では、市街地の拡大、発展に伴い、消防施設、消防資機材の整備を図ってきた。近年市街地においては、新たな形態出現や、住民ニーズの多様化等により、災害形態が複雑多様化・大規模化してきており、一部の地方自治体では、緊急消防援助隊の受け入れや広域的に運用可能な部隊を配置した総合防災センターの整備、科学技術の発展による新消防戦術の導入等、時代の変化に柔軟に対応した施設や資機材の整備を必要に応じて進めている状況である。

このことから、都市型災害や大規模自然災害など、日々変化する環境に的確に対応するため、消防組織力の強化及び消防職員的能力向上が求められる。

【「1 消防組織体制の強化」に係る施策体系図】



1－1 消防組織運営事業

1 現状と課題

少子高齢化の加速化や住民ニーズの多様化、道路等社会基盤整備の進展等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、消防組織体制の効率的かつ効果的な充実・高度化を図り、地域の消防力を強化することが必要不可欠となっている。

また、令和5年度から消防職員を含む地方公務員の定年が65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなり、役職定年制などの諸制度の施行によって、職員の高齢化が今後進行することで、災害現場活動における消防力の低下が懸念される。

2 施策の方向性（目的）

消防事務を円滑に運営するため、管轄市町の地理的条件、将来人口や都市規模を考慮し、適正な組織体制の構築を図るほか、限られた経営資源を更に有効に活用するため、署所の統廃合や部隊の効率的な運用による災害対応力の強化など、消防力・消防組織体制の再編に向けた取り組みを推進する。

また、この定年引上げに伴う消防本部の課題に関する対応及び留意点について検討するため、「定年引上げに係る60歳に達した消防職員の活躍に関する検討委員会」を設置し、その検討結果を踏まえ、高齢期消防職員の知識と経験を有効活用できる組織体制を構築することに繋げていく。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防組織運営事業	・住民へより良い消防行政サービスの提供ができるよう、バランスのとれた組織を構築する。 ・管内の人口規模に応じた適正な消防力を確保する。 ・職員の大量定年退職及び高齢化による消防対応力の低下を避けるため、組織体制の見直しを図る。 ※部隊・人員配置、勤務体制、組織再編 等
広域消防推進事業	・広域消防によるスケールメリットを活かし、消防行財政運営の効率化と基盤強化を図る。

4 施策推進上の課題

消防業務の改善や勤務体制の見直しには一定の人員増が伴う可能性がある。（一定期間、人件費の増加が見込まれる。）

1－2 消防被服等貸与事業

1 現状と課題

消防被服（制服、執務服等）及び防火服等の個人装備（以下、「消防被服等」という。）については、過酷な災害現場で活動する消防職員にとって活動時に身を守る必須装備のひとつであるとともに、消防職員としての誇りと規律の象徴にもなっている。

現在、消防被服の点数制貸与制度を（防火服を除く。）導入したことにより、予算の平準化が図られたほか、統一的、機能的な被服を継続的に貸与することで、消防、救急等の円滑な活動と秩序ある組織体制を確保することが可能となった。

また、防火服については消防広域化から10年目となる令和4年度から、リース化し新防火服の貸与を一斉に実施しており、引き続き適正な維持管理を行っていく。

今後の課題としては、現代の環境状況及び活動機能等を鑑み貸与品の見直しが必要であり、さらに職員の定年引上げにおける配置の方向性によっては、想定される大量定年退職時に採用人数の変動が生じるため貸与方法を検討する。

2 施策の方向性（目的）

引き続き、消防被服の点数制貸与制度を継続的に運用していくほか、消防を取り巻く執務環境、多様な働き方への対応及び今後の役職定年制を鑑みた大量定年退職を見据えて消防被服等の貸与品を計画的に整備していく。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防被服等貸与事業	・ 職員の安全を確保し、機能的な消防、救急等の活動と規律的な組織活動を推進するため、点数制貸与制度を継続的に運用していくほか、役職定年制への対応など、消防被服等を効率的かつ計画的に整備する。

4 施策推進上の課題

災害現場活動時に着用する被服であるため、安全性を考慮し、使用頻度、損傷程度に応じて更新していく必要がある。

また、気候変動による地球温暖化の暑熱期の長期化及び今後の時代背景に合わせた、効率的な消防被服等の貸与方法について検討する。

1－3 消防職員採用事業

1 現状と課題

(1) 大量定年退職期の到来

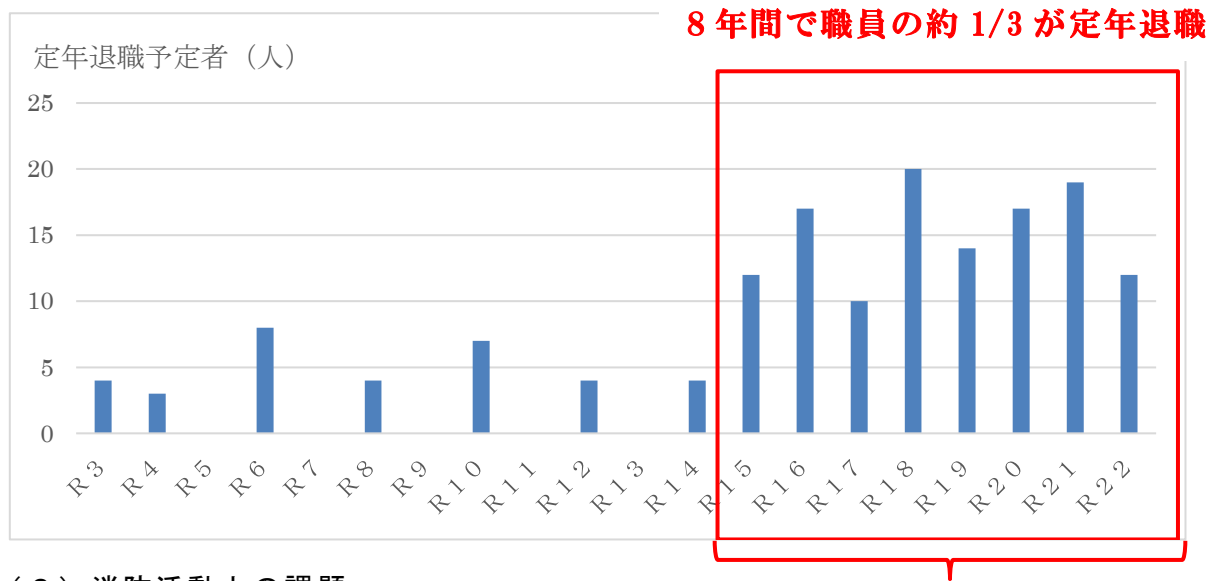
本市では、災害現場で効果的な消防活動等を実施するための知識や技術をいかに伝承していくかが重要な課題になっている。この背景には、令和 15 年(2033 年)から 8 年間に於いて消防職員の約 3 分の 1 が退職を迎えるという状況がある。今後退職を迎えるこれらの消防職員は、多くの災害現場を経験しており、当該職員の大量退職により消防活動能力が一時的に低下することが懸念されている。

また、60 歳定年が段階的に 65 歳まで引上げられることから、定年引上げ期間中に任用する職員と年度毎に新規に採用する職員数調整も検討課題である。新規職員を採用し必要な消防力を将来にわたり安定的に確保する必要があることから、中期的には職員の実員数が変動する可能性もあるが、職員の年齢構成を考慮した上で、活力ある消防組織の構築を推進し、効率的な組織運営を実現するために計画的に職員を採用することが不可欠となってくる。

さらに、職員の年次休暇や育児休暇等の取得の促進や研修等の充実を図ることにより、絶対的な職員の不足が懸念される。

今後、定年退職予定者等が増加する時期を迎えることから、退職手当等の支出が消防財政を圧迫することが想定され、本来この期間に実施しなくてはならない大規模事業や政策的事業に影響を及ぼすことが懸念される。

【消防職員の定年退職予定者数】



(2) 消防活動上の課題

安全かつ迅速に消防活動を行うためには、各署所において、常時、消防隊 4 人、救急隊 3 人など、最低人員を確保しなければならない。最低人員を下回ることは、

消防力の不足であり地域住民への消防サービスの低下につながるほか、消防職員 1 人当たりの活動量や業務量の増加につながり、安全管理面においても避けなければならない。

また、定年引上げに伴う高齢期消防職員を含めた人的資源の運用について研究し、消防力を維持向上させる取り組みが必要である。

2 施策の方向性（目的）

定年引上げに係る定員管理を円滑に進めるにあたっては、今後、定年引上げに伴う消防職員の年齢構成に加え、退職者とそれに連動する採用者数が増えることから、こうした変化に柔軟に対応しつつ、定年引上げ期間中のみならず定年引上げ期間後も含めて消防力を維持・確保していくため、適切な定員管理を行っていく。

特に消防では、消防学校における専門的な教育が必要なことや、災害経験等を踏まえた長期的な人材育成が必要となることから、他の職種に比べても、安定的な採用者数を確保することが重要であり、将来的な職員の年齢構成を考慮した上で、効率的な組織運営を実現するために計画的に人材を採用する必要がある。

消防職員の大量定年退職による消防力の低下、組織の硬直化と危機管理の低下、更には住民サービスに支障をきたすことが懸念されることから、安定した確実な人材確保に向け、毎年度の採用者数を一定程度平準化することも重要である。

このことから、最低人員を踏まえた適正配置に必要な人員が確保できるよう職員定数条例の改正を含め、中長期的な視点から定年退職予定者や前倒し採用等を見越した職員の採用計画を策定する。

また、再任用制度を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討するほか、60 歳以上の普通退職者の把握、定年延長制度等の高年齢者雇用確保措置についても視野に入れながら計画的に職員を採用していく。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防職員採用事業	・ 職員の長期研修や国、県、市町への派遣、定年退職を勘案し、消防活動機能の低下を起こさないよう常時最低人員を確保できるよう計画的に新規職員を採用する。 ・ また、消防職員の大量定年退職による消防力の低下を防ぐため、定年退職予定者及び 60 歳以上の普通退職者数を見越した前倒し（平準化）採用など、早期に職員採用の計画を立てる。

再任用（雇用）促進事業	・ 現行制度の再任用制度を活用するとともに、実員に含まれない職員の採用及び制度活用時の職員の職域や職場体制を検討する。
-------------	---

4 施策推進上の課題

将来の予測として、令和 15 年(2033 年)頃から職員の大量定年退職を迎えるが、大量定年退職による消防力の低下を招かぬよう職員定数条例の改正も含め、事前に職員の前倒し採用や平準化等による対応を図らなければならない。(一定期間、人件費の増加が見込まれる。)

1－4 消防職員教育・訓練事業

1 現状と課題

職員の大量定年退職及び災害の複雑化、多様化、広域化に伴い先進的、効率的かつ継続的な更なる人材育成が急務であり、職員に対して、職場の業務・訓練だけでは習得できない消防に関する高度な知識や技術を修得する機会の提供が必要となっている。

消防大学校や消防学校等で実施する専科の研修等は入寮が必要となり、期間も長期に及ぶため、研修期間中は、実質消防活動人員に欠員を生じることとなっている。消防活動人員の不足は、消防力の低下に直結するため避けなくてはならないが、研修等が行えなければ、資格を維持することができず業務に支障をきたすほか、計画的な人材育成ができなくなり、結果的に、既資格取得者に頼ることが増し、取得職員の負担や人事の硬直化につながることになる。

また、消防職員の資格には、救急救命士や危険物取扱者などがあり、自動車運転免許では、普通免許で運転できる車両の車両総重量が小さくなったことで、消防車両を運転する機関員は車種により準中型、中型又は大型免許を取得しなければならない。主要な資格は以下のとおり示すが、その他にも消防業務を遂行していく上で多数の免許等の資格取得が必須である。このため、資格取得の助成のあり方や取得者を採用するなど検討する。

【主要な資格一覧】

救急救命士	救急隊員資格	救助隊員資格	各種自動車運転免許
危険物取扱者	予防技術資格者	陸上特殊無線技士	潜水士
船舶操縦免許	小型移動式クレーン	玉掛	衛生管理者
指導救命士資格			

2 施策の方向性（目的）

消防職員としての責務を正しく認識させるとともに、的確な消防業務（消防・救助・救急・予防等）を遂行するための知識、技術、規律、体力、気力、精神力等を養うとともに、必要な資格を取得させ、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与する。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防職員育成	・ 高度な専門知識や技術に加えて実践力を有する職員を育成するため、積極的に様々な研修会・講習会へ派遣を行う。 ・ 次世代の消防幹部育成制度の構築・運用を検討する。 ・ 職員間の情報共有のため、研修や訓練等に派遣された職員による講習会を実施するとともに、各署所単位でも積極的に技術・知識の継承が行える体制を整備する。 ・ 高齢期消防職員及び再任用職員が自身の豊富な知識を職場に伝承することで、組織に貢献できるよう研修体制の整備を図る。
資格等取得推進	・ 消防職員が、消防業務を遂行するうえで必要な資格や免許等を取得させることで円滑な消防業務の推進を図る。
資格取得者の採用	・ 資格を有している職員を新規に採用する。

4 施策推進上の課題

職員の多くが積極的に研修を希望しているが、研修の種別によっては定員オーバーとなり希望に沿えない場合がある。改善策として受講枠の拡大が挙げられるが、研修期間中の人員や時間外手当等の人件費の確保などの課題がある。

1－5 消防庁舎再整備事業

1 現状と課題

（１）消防庁舎

老朽化が著しく、また面積の狭小・機能の不足等がみられる消防庁舎が複数存在

していることから、大規模災害時に防災拠点としての機能が果たせない可能性が非常に高い状況である。

これらの状況を踏まえ、引き続き、消防署所再整備計画に基づき、早急に再整備を進める必要がある。

【消防署所一覧】

(令和7年4月1日現在)

NO	署所名	竣工日	築年数	構 造	延面積 ※庁舎部分のみ	敷地面積	備 考	訓練棟
1	消防本部 小田原消防署	H6. 6. 30	30年	鉄筋コンクリート造	3,932㎡	3,779㎡	—	○
2	南町分署	H18. 9. 11	18年	鉄筋コンクリート造	1,127㎡	886㎡	—	○
3	荻窪出張所	S51. 4. 1	49年	鉄筋コンクリート造	169㎡	—	市役所1階の一部	×
4	栢山出張所	S63. 3. 19	37年	鉄筋コンクリート造	795㎡	1,365㎡	—	○ (経年劣化のため使用不能)
5	成田出張所	R2. 11. 16	4年	鉄筋コンクリート造	1,116㎡	1,480㎡	—	△ (庁舎一部に訓練機能)
6	足柄消防署	S47. 2. 28	53年	鉄筋コンクリート造	1,313㎡	3,719㎡	—	○ (経年劣化のため使用不能)
7	松田分署	S47. 3. 20	53年	鉄筋コンクリート造	883㎡	896㎡	—	△ (資料館全体を訓練棟として代替)
8	山北出張所	R6. 1. 19	1年	鉄筋コンクリート造	744㎡	1,344㎡	令和7年度外構等新築工事の 完成をもって完全竣工	○ (令和7年度完成予定)
9	岡本出張所	R2. 9. 25	4年	鉄筋コンクリート造	611㎡	1,130㎡	—	△ (庁舎一部に訓練機能)
10	中井出張所	H23. 2. 22	14年	鉄 骨 造	288㎡	1,398㎡	—	×
11	(仮称) 消防訓練センター	—	—	—	—	—	当市には現在、総合訓練施設 が存在しないため、新設置を 計画	—

※ 全庁舎耐震構造もしくは耐震改修工事実施済み。

【山北出張所新庁舎】



(2) 消防署所の配置

消防の広域化に伴い、これまでの管轄区域が統合されたことにより消防力が重複する地域が発生する一方で、従前から比較的に消防力の低い地域が存在するなど消防力の不均衡といった課題を残していることから、引き続き消防需要（地域人口）に応じた署所の再配置を推進していく必要がある。

（３）広域的総合防災拠点施設（（仮称）消防訓練センター）

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかとなったように、災害応急対策活動を迅速に行うためには、事前にその活動拠点を確保することが重要である。

また、平常時には、消防職員はもとより各市町消防団員の各種訓練・研修が可能な（仮称）消防訓練センター（訓練棟、部隊活動訓練スペースなど）として活用し、災害発生時に取るべき行動等について理解し、広域的に各部隊が連携して活動できる体制を構築することが重要である。

（４）各署所訓練施設

管轄区域の消防力を低下させないためには、部隊は配置署所に待機していることが望ましい。そのためにも消防庁舎には訓練施設は必要不可欠である。また、（仮称）消防訓練センターとは違い、各署所の訓練施設は地域特性及び配置部隊の特性に合わせることを望ましい。（例：山岳救助隊配備庁舎には山岳救助訓練施設）

２ 施策の方向性（目的）

（１）消防庁舎の再整備と執務環境の改善

防災拠点としての機能を継続的に維持していくため、喫緊の課題である老朽化庁舎の再整備を行うほか、機能不足による劣悪な執務環境の改善を行う。

また、女性職員の当直環境を整えつつ、各種休暇取得等の雇用環境の変化に合わせた職員定数条例の改正などの将来的変化も視野に入れた再整備を行う。

（２）消防署所の統合等による再整備の推進

より効果的かつ効率的な消防行政サービスの提供が図られるよう地域の実情を勘案した施設整備及び各署所の適正な部隊（人員）配置を推進する。

また、消防署所の再整備にあわせ、受持ち区域の見直しを行い、より効果的かつ効率的な消防署所等の適正配置（統廃合建設整備等）を計画的に実施する。

（３）広域的総合防災拠点施設（（仮称）消防訓練センター）の研究

県西地域全体の消防・防災力を強化するため、関係市町はもとより国や県等を含めた広域的事業として、広域的総合防災拠点施設（（仮称）消防訓練センター）の整備について研究する。

３ 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防庁舎再整備事業	・ 庁舎の老朽化が著しい消防署所を優先的に統合再整備する。 ・ 消防署所の再整備にあつては、庁舎の移転等により効果的かつ効率的な署所配置を図る。 ・ 消防署所の再整備にあわせて、劣悪な執務環境の改善を図る。

	・国や県等を含めた広域的事業として広域的総合防災拠点施設（（仮称）消防訓練センター）の整備を研究する。
--	---

消防署所については、消防力の整備指針（消防庁告示）に基づき、都市形態の変化や市街地の形成状況、都市計画道路の整備状況、更には「消防力適正配置調査報告書 ※」による科学的分析結果等を踏まえ、老朽化などの理由で再整備が必要な消防署所を整備する。

現在、再整備を進めている山北出張所（移転再整備）を円滑に進めるほか、今後、危険な出動動線での災害対応を余儀なくされている荻窪出張所の再整備を進めるとともに、老朽化等により再整備が必要な３署所（足柄消防署、松田分署及び栢山出張所）の適正配置を検討する。

再整備にあたっては、消防力を総合的に向上させるため、既存施設の再編などによる配置の見直しを行う。なお、限られた期間の中で、署所全体を対象とした再整備計画は現実的ではないことから、再整備対象署所を明確にして確実な整備を推進するものとする。

※ 消防力適正配置調査…（一財）消防防災科学センターにおいて、管轄区域の人口データや過去の災害データ、道路データ等をもとに、現有消防力を効果的かつ効率的に配置するため、科学的に分析・検証を行った調査。

4 施策推進上の課題

消防庁舎等の整備には多額の経費が必要となることから有効な財源の確保に努める必要がある。

また、事業用地を新たに確保しなければならないことから、事業の遅延を招かぬよう早期に候補地の選定に着手しなければならないなど、円滑に用地事務を進める必要がある。

1－6 消防施設維持管理事業

1 現状と課題

国の告示である「消防力の整備指針」では、「消防本部及び署所の庁舎は、地震災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有するよう整備するものとする。」とされている。これは、消防本部や署

所等の庁舎については、災害発生時における重要拠点としての機能を維持し、円滑な活動を確保するために一般の行政庁舎よりも高い耐震性を有するよう整備することが前提となる。既に小田原市消防本部の庁舎は全て耐震構造もしくは耐震改修工事を完了しているものの、老朽化の進んでいる施設の設備については早急な改修や改善が求められる。

一方、小田原市においては、今後の厳しい財政状況の中、公共建築物に係るこれまでの取組を踏まえながら、施設の安全・安心な利用、持続可能な行政サービスの提供を実現するため「小田原市公共施設再編基本計画」を策定し、複合化や統廃合を含めた施設の機能・配置の適正化及び総量縮減を進めている。

消防行政においても将来的な消防施設のあり方や施設規模の見直し、消防機能の集約化や施設の長寿命化といった効率的な消防施設等の維持管理方法等の検討を行うことが必要である。

2 施策の方向性（目的）

消防庁舎再整備事業と整合を図りつつ、消防庁舎（消防本部、消防署、分署及び出張所等）及び設備等を適正に維持・管理するとともに、計画的に長寿命化を図るべく比較的大規模な改修工事等を実施し、持続可能な消防サービスの提供及び防災拠点としての機能強化及び消防活動の効率化を図る。

消防庁舎は24時間常稼働しており、一般的な公共施設と比べ、機械・電気設備や水回りの老朽化の進行が早いことから、計画的な設備改修等（築15年で小規模改修、築30年で大規模改修）を実施していく。

また、新型コロナウイルス感染症を始めとする、感染症対策への取り組みとして、仮眠室の個室化及び水道の自動水栓化工事は令和5年度に完了した。今後も感染症には留意し、職員同士の感染拡大を防ぎ、持続可能な消防・救急体制の確立を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防施設維持管理	・ 常時万全な体制で消防活動が行えるよう、消防庁舎及び消防車両等の維持・管理を行う。 ・ 感染症対策のための改修を行う。 ・ 市が導入する公共施設包括管理業務委託により、消防庁舎の保守点検業務の一部を包括的に行う。

消防庁舎等改修	・長寿命化や、執務環境の改善を図るため、消防庁舎の改修工事等を実施し、防災拠点としての機能強化及び消防活動の効率化を図る。 ・消防署所の再整備又は庁舎改修に合わせ女性消防職員の職域と配属先の拡充を図る。
---------	--

4 施策推進上の課題

比較的規模の大きい消防庁舎等の改修工事時には、一時的に通常機能が保てない状況が発生することから、出動の遅延等、消防活動に支障を及ぼすことのないよう留意する必要がある。

1－7 消防水利施設等整備事業

1 現状と課題

地震の発生により同時多発的に火災が発生した場合、消火栓や防火水槽等の消防水利が使用できなくなることが懸念されている。そのため耐震性を備えた防火水槽（以下「耐震性貯水槽」という。）をはじめとする災害時に使用可能な消防水利を十分確保しておくことが重要である。

また、人口減少により、水道事業の効率的な維持管理のために水道管の減径が進められていることから、必要な消防水利の確保のために水道事業者等と協議しながら整備していくとともに、老朽化が進む消火栓、防火水槽等には計画的な修繕が必要である。

【消防水利施設等整備事業について】

各市町の「消火栓・防火水槽等」は、消防法第20条に基づき市町村が設置し、維持及び管理することとなっており、消防事務委託の対象外となっている。

このため、本計画における消防水利施設等整備事業については「小田原市内」に係る事業計画となる。

2 施策の方向性（目的）

消防水利は、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消火活動の基盤となることから、必要な消火栓、耐震性貯水槽を計画的に整備し、充実強化を図るとともに、有事の際に有効に使用できるよう管轄区域全体の水利整備状況等の把握に努める。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防水利施設等整備事業	・耐震性貯水槽及び消火栓等の水利を計画的に整備する。 ・消火活動時に支障がないように現状の水利の維持管理をする。

4 施策推進上の課題

消防水利事務については、広域化に伴う消防事務の委託対象外となっていることから、管轄区域全域の整備計画では、消防事務の委託を受けている1市5町の所管課と十分な調整が必要となる。

1－8 情報通信施設整備事業

1 現状と課題

災害時において、迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、平素から防災情報の収集など、災害情報の伝達体制を確立し、消防機関全体の有機的かつ一体的な消防活動を常時確保しておくことが極めて重要である。

このため、災害通報（119番通報）の受付、出動指令、さらに消防部隊の管制、現場活動支援等を効率的に行うための消防救急デジタル無線設備を含む、消防情報指令システムについては、ハード、ソフト両面において、常に最適な状態に維持することが必要である。

また、国が推進する社会全体のDX、ICT技術の発達や消防情報指令システムの標準化仕様の動向を踏まえ、市民等の利便性や消防活動の根幹となる指令管制をより向上させるために本市の消防情報指令システムのさらなる機能強化を検討していく必要がある。

※DX（Digital Transformation）とは、アナログ情報をデジタル化する局所的な「デジタイゼーション（Digitization）」、その作業プロセス全体もデジタル化する全域的な「デジタライゼーション（Digitalization）」を経て、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良く変革すること。

※ICT（Information Communication Technology）とは、事務処理の効率化及び省力化のために、PC・スマートフォンなどのデジタル機器や情報処理テクノロジーを取り入れること。

2 施策の方向性（目的）

多種多様な災害通報（119番通報）等を受信、災害地点の特定、直近出動部隊の出動指令に至る業務を的確に行い、出動部隊の迅速かつ確実な現場到着を実現す

るための消防情報指令システム等を適切に維持管理、運用し、市民等の生命、身体及び財産をあらゆる災害から被害の軽減を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
情報通信施設整備事業	・市民等からの災害通報（119 番通報）等に対し、迅速、的確な出動指令を出し、救命率の向上及び各種災害による被害の軽減を図るため、次のとおり消防情報指令システム等について最適な状態を確保する。 ①消防救急デジタル無線共通波設備更新（県域一体） 【令和 7 年度更新予定】 ②消防情報指令システム部分更新 【令和 7・8 年度更新予定】 ③消防救急デジタル無線活動波設備更新（単独整備） 【令和 9 年度以降更新予定】 ④消防情報指令システム更新 【令和 13 年度以降更新予定】

4 施策推進上の課題

消防情報指令システム等の定期的なメンテナンス、オーバーホール、更新等において多額の費用がかかるほか、今後の機能強化に比例して通信運搬費を含む維持管理経費（ランニングコスト）が高額となり、かつ価格高騰や不安定な部品調達も想定しておく必要がある。

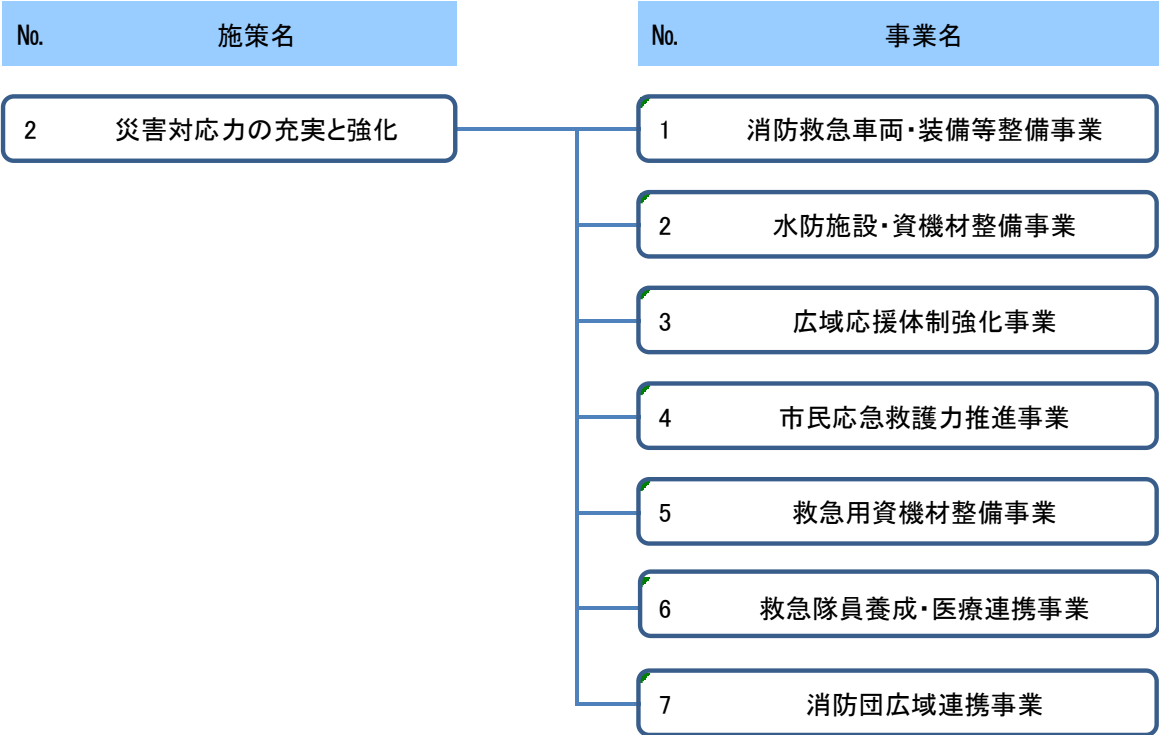
2 災害対応力の充実と強化

今日まで消防体制については、消防署所や消防車両といった消防力の基盤整備を中心に事業推進を図ってきたが、専任職員が十分に配置できていない等、厳しい部隊編成での運用が続いている。

しかし、消防の広域化による管轄区域の拡大や災害の複雑化・多様化、救急需要の大幅な増加等に伴う災害対応力の充実と強化は必要不可欠であり、消防活動の安全管理体制及び救助体制の充実を図ることは喫緊の課題である。

消防体制の充実・強化については、限られた人員を効率的に配置し、車両や資機材を効果的に運用する必要があることから、社会情勢を的確に判断し、消防需要に見合った消防力を整備していく。

【「2 災害対応力の充実と強化」に係る施策体系図】



2-1 消防救急車両・装備等整備事業

1 現状と課題

災害が大規模・高度化・特殊化するなど近年、消防を取り巻く災害の形態は急速に変化しており、この変化に的確に対応するため、災害対応力の高い車両への計画的な更新、先進的な消防装備、各種資機材の傾向を把握し、消防力の充実強化を図っていく必要がある。

また、増加する救急出動件数に比例して走行距離及び運行時間が増加することから、救急車の故障等が発生しやすくなることが懸念される。

2 施策の方向性（目的）

複雑多様化する災害への対応や車両の老朽化に伴う消防力の低下を防ぐため、車両及び資機材等の計画的な更新・整備を行うとともに、小田原市が地球温暖化対策として掲げている脱炭素社会の実現に向け、次世代自動車への更新を検討していく。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防車両整備事業	・小田原市消防本部消防用車両等整備計画に基づき更新・整備を行う。 ・計画的な更新により、車両数の適正化を図る。
消防・救助等資機材整備事業	・規格の統一や職員の活動時の安全性や運動性等を考慮し、災害の傾向に見合った資機材の導入を図る。

小田原市消防本部消防用車両等整備計画												
車両別	整備年度	管理台数	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
消防ポンプ自動車		17		2	1	1	1	1	1	1		2
化学消防ポンプ自動車		2										
はしご付消防自動車		1					1					
屈折はしご付消防自動車		1										1
高規格救急車		15	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
救助工作車		3		1			1					
指揮車		2								1		
支援車		1				1						
資機材搬送車		17	2				1		2	2		2
司令車・査察車等		13	2		1		1	1	2			1
合計（台数）		72	6	5	4	4	7	4	7	6	2	8

4 施策推進上の課題

消防車両数の適正化、資機材の規格の統一等を図るには、一定の期間が必要となる。

また、救急ワークステーションの運用や署所の適正配置の検討に併せ、増加している救急需要に応じた救急車の適正な配置等を検討していく。

2-2 水防施設・資機材整備事業

1 現状と課題

近年は、短時間豪雨の回数が増加傾向となり、河川の急激な増水が引き起こされ、被害を生じさせる事例が多く発生している。

水防資機材の整備や水防施設の維持修繕を行い、水防対策に万全な対策を講じる必要がある。

また、台風等により被害が発生していることから、継続して防潮扉の維持管理をする必要がある。

2 施策の方向性（目的）

水害による被害を軽減するため、水防資機材の整備や既存施設の機能及び性能を維持するとともに、現状に即した水防資機材の見直しや整理を行い水防対策の推進を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
水防施設・資機材整備事業	・ 水防活動の拠点となる水防倉庫に、各種災害の対応に必要な資機材を確保する。 ・ 防潮扉の機能を維持するため、点検や修繕を継続して実施する。

4 施策推進上の課題

水防倉庫のあり方及び保管する資機材等のあり方について多角的に検討を進めるとともに、老朽化した施設は計画的に整備していく必要がある。

2－3 広域応援体制強化事業

1 現状と課題

現在、緊急消防援助隊には、消火隊を始めとして、救助・救急・はしご・水難・後方支援の各部隊を登録し、広域応援体制の強化に努めているところであるが、長期間にわたり部隊を被災地派遣するための資機材に関する計画的な整備や、近年の大規模化・特殊化する災害に対応するため、近隣はもとより、県内の各消防本部等や隣接する県外消防本部との連携体制を強化し、定期的・効果的な合同訓練を実施する必要がある。

また、本市消防本部管内で大規模な災害により他消防本部等からの応援を受けることを想定した受援体制を構築し、緊急消防援助隊の応援出動を始めとして、広域応援及び受援体制の強化を図る必要がある。

2 施策の方向性（目的）

広域的大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊等の資機材の充実や広域応援訓練等を実施することにより、応援、受援体制の充実強化を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
広域応援体制強化事業	・ 広域的大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊等の資機材の充実を図る。 ・ 広域応援訓練等を実施することにより、応援、受援体制の充実強化を図る。

4 施策推進上の課題

小田原市消防広域応援・受援計画に基づき、広域応援や受援体制を構築、広域応援訓練等を継続的に実施しているが、関係規程の改正や訓練での課題等を踏まえて随時計画の見直しをしていく必要がある。

なお、受援については職員に対する各種研修（ソフト面）や情報収集用資機材等整備（ハード面）の両面に対する体制強化が必要である。

2-4 市民応急救護力推進事業

1 現状と課題

救急需要が増加することで救急隊の現場到着所要時間が延長し、救命率が低下するなど市民に不利益が及ぶことがないように救急車の適正利用について広報・啓発を行っている。

市民が救急隊到着までに行う応急手当や救命処置を実施できるよう「小田原市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき応急手当の普及啓発を実施していく。応急手当講習には様々なニーズ（時間・場所・人数）があり、それらに対応するためには、応急手当指導員・普及員のより一層の養成及び指導体制を整えるとともに、講習開催を円滑に実施するための資機材や教材の整備が必要である。

2 施策の方向性（目的）

救急需要が増大することで、救急隊の現場到着時間の延長など、住民に不利益が及ぶことがないように、救急車の適正利用について理解を深め、緊急性の高い傷病者の救命率の向上を図る。

救命講習等の普及啓発活動を継続して実施することにより、住民の応急手当により傷病者の症状の悪化防止や緊急性の高い傷病者に対しての迅速な救命処置の実施を推進する。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
救急車適正利用推進事業	・救急車の適正利用について（正しい利用の協力について）、広報・啓発活動を行い、リーフレットの配布等を実施する。
民間救急事業者活用事業	・継続して、緊急性のない傷病者を搬送する民間の事業者の認定を進める。
救命講習実施事業	・住民に対し、救命講習等の指導を行い、応急手当の知識・技術を広く住民に普及する。
AED設置促進事業	・管内の事業所等が設置したAEDについて、事業者の承諾を得て住民に周知することで「救命の連鎖」の構築を支援する。

4 施策推進上の課題

心肺蘇生ガイドラインは5年ごとに更新されるため、訓練用AEDトレーナーのバージョンアップ等を実施する必要があることから、事業費が変動する可能性がある。また、講習開催にあたっては感染症の流行状況に応じた感染症対策を実施していく必要がある。

WEB講習を積極的に活用することにより講習時間の短縮を図り、多くの住民が受講しやすい環境を整えることが必要であり、その際にはWEB講習を受講することが困難な方に配慮することが必要である。

2-5 救急用資機材整備事業

1 現状と課題

近年、救急用資機材の高度化は著しく進んでおり、救急サービスに対する住民の期待と信頼は極めて高いものがあるといえる。また、近年拡大する感染症の流行に備え、感染症対策資機材を計画的に備蓄し管理していく必要がある。

救急出動件数は過去数年継続して最高件数を更新していることから、今後も救急需要の増加が見込まれる。これに加えて、救急救命士が実施する処置の高度化も相まって、使用資機材の種類とその消費量が増加しているため、予算に占める割合も大きくなっている。

2 施策の方向性（目的）

適切な救命処置を実施するために必要な資機材を整備するほか、感染症対策や多数傷病者発生事案にも対応できる資機材を整備・備蓄する。また、消防車に救命処置用資機材を積載することで救急隊が到着する前に必要な処置を消防隊が行える体制を整備する。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
救命処置用資機材等整備	- 規格の統一や職員の活動時の負担等を考慮し、時代のニーズに見合った資機材の導入を図る。 - 定年延長制度等の職員等が働きやすい資機材整備を図る。
感染症対策用資機材整備	感染症の流行に備え全身の感染防護衣、N95マス

	ク、ディスプレイザブル手袋等を計画的に備蓄し、管理する。
--	------------------------------

4 施策推進上の課題

高度救命処置用資機材は、定期的な保守点検が必要となる。また、修理が必要になった場合、医療機器のため高額となる。

救急需要の増加により、使用資機材が増加していることに加え、救急用消耗品等の価格の高騰に対応するため、計画的な予算確保と予算執行に努める必要がある。

2-6 救急隊員養成・医療連携事業

1 現状と課題

現在、救急救命士は、資格取得後2年毎に1回96時間の再教育病院実習のほか、メディカルコントロール協議会による生涯教育を受けている。いずれも救命救急センターや救急医の指導のもとで行う実習・研修である。これらの実習・研修等は、救急活動において医療機関が初期治療に必要な情報や搬送中に実施すべき応急処置を理解するためには大変有効である。救急医療は年々高度化しており、それに伴い救急隊員（救急救命士）に求められている知識、技術も高度なものとなっている。

救急救命士の指導はこれまで医師主体で行われてきたが、「救急救命士の指導は救急救命士が行うべき」という理念のもとに、新たな資格として指導救命士制度が平成26年度に確立され、資格者の養成を実施してきた。今後は、指導救命士による救急隊員教育が充実していくように、体制を整備していく必要がある。

また、救急救命士の生涯教育・再教育体制は病院実習、オンザジョブトレーニング及び個人の自己研鑽など多様化していることから、救急ワークステーションを整備し、指導救命士を配置することにより、救急隊員の生涯教育を一元化・効率化し充実させる。さらに、メディカルコントロール体制に基づく検証・研究を継続的に行うことで救急活動の質の向上を目指す。

※「救急ワークステーション」とは、救急隊員が救急医療機関内研修で、医師・看護師の指導を受けながら、救命処置の実習を行い、救命処置の知識・技術の向上を目的とした「教育拠点」をいう。

救急需要対策として、救急出動件数の多い日中に対応するため、令和5年度に日勤救急隊を増隊して運用を開始したが、更なる効果をあげるため、検討していく必要がある。

2 施策の方向性（目的）

（１）救急隊員教育訓練

計画的に救急救命士を養成（採用を含む。）し、救急隊１隊に複数の救急救命士が搭乗できる体制を整備する。また、気管挿管、薬剤投与などの病院実習を継続して行うとともに指導救命士を養成し、所属における教育訓練体制の充実と救急隊員の知識・技術の向上を図る。

（２）救急ワークステーションの運用

小田原市立病院に救急ワークステーションを新たに設置し、救急救命士の再教育病院実習を実施するとともに、救急ワークステーションから出動する際には医師・看護師が救急車に同乗することで救急活動における指導や助言を受けることを可能とするほか、増加する救急需要に対応できる運用を図る。

（３）病院前救護体制強化

医療機関との合同研修・訓練等を行い、連携の強化を図ることで、救急受け入れ体制を強化する。

メディカルコントロール体制の維持に努め、救急救命士に対する指示体制の充実を図るとともに、出動した救急活動に対して医師の検証を受けることで救急救命処置の質の向上を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
救急隊員教育訓練事業	・救急救命士・指導救命士を計画的に養成する。また、次の実習に派遣し、救急隊員の資質向上を図る。 ①救急救命士就業前病院実習 ②救急救命士再教育病院実習 ③気管挿管病院実習 ④ビデオ喉頭鏡病院実習 ⑤指導救命士による救急隊員研修
救急ワークステーション整備	・救急救命士等の教育研修の場として、また、医師や看護師など院内医療従事者との連携により効果的な救急医療を実施するため、小田原市立病院に救急ワークステーションを設置する。 ・高度化する救急救命処置に対応するため、訓練用資機材を整備する。
病院前救護体制強化事業	・研修や会議等を通じて、医療関係者や保健所等と

	の顔の見える関係の構築により、救急受け入れ体制を強化する。 ・湘南地区メディカルコントロール協議会の構成消防本部として、メディカルコントロール体制の維持に必要な各種作業部会等への参画を行う。
--	--

4 施策推進上の課題

教育期間中に、救急救命士等の職員が不足しないよう留意する必要がある。

指導救命士を計画的に養成し、救急ワークステーションでの教育体制を確立する必要がある。また、日勤救急隊を救急需要対策の観点からだけでなく、救急隊の教育の充実及び消防職員の働き方改革という観点からも配置・運用等のあり方を検討していく必要がある。

2-7 消防団広域連携事業

1 現状と課題

常備消防については広域化されたが、管轄する2市5町の消防団については各市町で所管している。

災害現場で協力して円滑な活動をするためには、合同訓練や定期的な連絡会議の開催等により日ごろから顔の見える関係の構築が必要となっている。

2 施策の方向性（目的）

合同訓練や研修等を通じて、管轄する2市5町の消防団と常備消防との連携強化を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防団広域連携事業	・管轄する2市5町の消防団と常備消防との災害対応等に係る広域連携訓練や消防団員に対する研修を実施する。

4 施策推進上の課題

地域の実情に応じた連携の確保を図ることが必要となるほか、各市町防災所管課との連携の確保も必要となる。

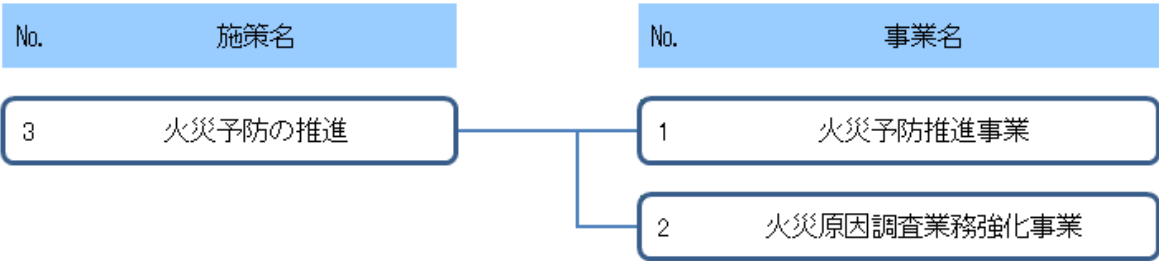
3 火災予防の推進

火災予防対策については、昭和23年の消防法制定以来、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中、数々の大規模火災を教訓として、立入検査及び違反是正、消防同意、防火管理制度、防災規制、住宅防火対策、危険物規制、消防用設備等の設置・維持管理基準、消防用機械器具の検定制度等に係る消防法令の整備が進められてきた。火災予防の効果的な推進のためには、消防機関だけではなく、他の行政機関や事業所、地域、更には住民が、それぞれ自らの責任と役割分担を認識し、相互に協働して総合的な連携を図ることが重要である。

近年の科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の複雑化、多様化により、予防要員に必要とされる知識や求められる技量も高度化しており、効率的かつ効果的な業務の遂行に加え、I C T（情報通信技術）を活用していくための体制を構築していく必要がある。

また、長期的には既存インフラの老朽化や空家の増加、建物構造の防火性向上などのハード面に加え、近隣関係の希薄化、地域活動の減少など地域コミュニティの変容といった社会構造の変化が予想されるため、こうした状況に的確に対応する必要がある。

【「3 火災予防の推進」に係る施策体系図】



3 - 1 火災予防推進事業

1 現状と課題

火災の原因は放火によるものや火の不始末に起因するものが多く、火災を予防するためには、住民一人ひとりの防火意識の高揚を図る必要があるため、火災予防広報を効果的に展開することは重要な事業である。

また、令和4年度から消防部隊による査察業務を実施しており、立入検査実施率の向上が認められてきているが、今後も継続して実施し、それに併せ違反是正の実効性も向上させていかなければならない。

2 施策の方向性（目的）

I C Tを活用した予防査察業務の効率化に取組み、事務負担の軽減を図るとともに、立入検査業務及び違反処理体制を強化し、法令違反の是正に努める。また、防火意識の更なる普及・啓発を行うため、S N Sなどによる火災予防広報の充実を図る。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
違反処理業務強化事業	・ 予防査察の実施率及び是正率の向上のため、消防本部及び消防署が査察計画に従って立入検査を実施し、査察実施率を目標値まで達成し、併せて継続的な指導により是正を促していく。 ・ 予防査察等で判明した法令違反のある防火対象物及び危険物施設の違反是正を促進し、重大違反処理においては命令等に必要な行政手続きや訴訟対応に係る専門知識を有する職員の育成を図ることにより、火災等による被害の減少及び防火・防災意識の向上を目指す。
火災予防広報事業	・ 住民等に対し、様々な機会を通じ出火防止を最重点とし、住宅防火に関するリーフレット等の配布など防火意識の普及・啓発を行う。特に火災予防運動期間には実施計画に基づき取り組みを強化する。 ・ 高齢化の進展に伴い、自力避難困難者が利用する施設が増加し、火災発生時の死者の増加を招く危険性が高くなることから、施設の防火指導等を強化していく。

	・ 幼年消防クラブの活動を更に活発化することで幼年期において正しい火の取扱いについて学ぶ機会を増やし、火災予防思想の普及強化を図っていく。
予防要員育成強化事業	・ 高度な専門知識を有する職員を育成するために様々な研修会・講習会へ派遣を行う。 ・ 内部研修等により立入検査員の育成強化を図るとともに、役職定年制や再任用制度により専門知識、経験豊富な職員を配属し、後進の育成を図る。 ・ 予防技術資格者としての位置付けを確立し、職員のモチベーションを維持していく。

4 施策推進上の課題

火災予防推進事業は積極的かつ広範囲に展開することで効果的に機能すると思われるため、消防本部並びに地域全体で取り組むべき事業である。

そのためにも予防技術資格者をはじめとする予防要員の資質向上のための育成計画を検討・構築することや、自治会、社会福祉協議会及び事業所等との連携体制を確立していくことが必要である。

3－2 火災原因調査業務強化事業

1 現状と課題

従来の火災原因調査業務は、火災原因を判定するための判断基準が調査員の経験と知識に基づくことが多く、後ろ盾となる科学的根拠による調査体制が十分に確立されていないのが現状である。

近年、特に製品火災事例は、製品構造が複雑化しており、正確な火災原因の究明が困難な傾向であることから外部団体等に原因調査を依頼することにより原因調査のノウハウを学ぶ機会を増やしていくことも必要である。また、職員の更なるレベルアップを図るための研修会等及び調査に必要な専門的な資機材の整備が必要となっている。

2 施策の方向性（目的）

火災原因調査業務の更なるレベルアップを図るために、特殊事案等の情報共有を行うとともに、火災原因調査業務に必要な図書や資機材を各部隊に整備し、調査能力の向上及び平準化を図り、判明した火災原因の調査結果を、今後の火災予防広報を始めとする諸施策及び警防業務に反映させる。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
火災原因調査業務強化事業	・ 職員の火災原因究明技術の向上を図る上で必要図書や分析力を支援する火災原因調査資機材等の整備を継続的に進める。 ・ 火災調査科（消防大学校、県消防学校）へ派遣、また、役職定年制や再任用制度により専門的知識及び経験を有する職員を配属することで高度な教育を施す。 ・ 内部研修会の実施及び外部研修会等への派遣など、人材の育成を図る。

4 施策推進上の課題

大規模・特殊火災等に係る火災原因調査については、消防本部の対応力を補うために国による原因調査の支援体制が整備されているので、制度活用のための指針を定めておく必要がある。一方、通常の火災に係る原因調査については、専門的知識及び経験を有する職員の育成が十分でないため知識、技術の継承が進んでいない。

また調査に必要である高度な資機材による科学的手法を確立するとともに、将来的にはＩＣＴの導入も視野に入れ、活用していくことも求められるが、費用対効果を確認しながら導入を検討していく。

4 持続可能な消防団体制の構築

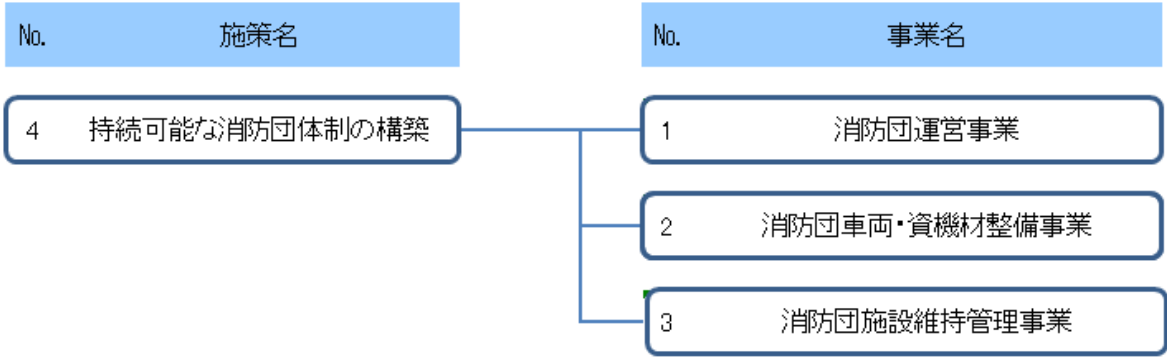
消防団は、地域の安全と安心を守る地域防災組織の要として、火災活動や地域の防災活動等に重要な役割を担っている。特に、東日本大震災以降、防災意識の高まりに加え、消防団に寄せられる期待も大きくなっており、一層の有事即応性や組織の充実強化が求められている。

こうした中、消防団員確保が困難となってきたほか、近年における就業構造や産業構造の変化等から、消防団員に占める被雇用者の割合が増加し、昼夜の地域防災力に差異が生じている等、全市的な観点から消防団の組織力向上に努める必要がある。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）」において、消防団員は、「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と定義され、地域防災における消防団員の重要性和充実強化のための施策が示されている。

消防団員の処遇改善や消防団待機宿舎の老朽化などの課題を解決するとともに、装備等の充実強化を進め、今後予想される変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制を整備することで、持続可能な消防団体制の構築を図る。

【「4 持続可能な消防団体制の構築」に係る施策体系図】



【消防団事業について】

各市町の「消防団」は、消防組織法に基づき各市町が管理することとなっており、地域に密着した多様な活動を行う必要があることから消防事務委託の対象外となっている。
このため、本計画における消防団事業については「小田原市消防団」に係る事業計画となる。

4 - 1 消防団運営事業

1 現状と課題

小田原市消防団の組織は、消防団本部（女性分団含む）並びに 22 団で構成され、定数条例は 752 人で活動しているが、被雇用者の占める割合の増加、人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化により団員の確保が次第に難しくなっている。

また、各分団の管轄区域面積の違いや、人口・世帯数における団員数割合のばらつき等、地域の実情による不均衡な格差が生じていることから、組織体制について検討が必要となっている。

その他、消防団活動に伴う様々な報告事務は、指定された用紙により、月ごとに郵送や手渡しで消防署へ報告するなど、消防団員にとって大きな負担となっていたことから、事務の省力化・効率化を図り、消防団員の負担を軽減するため、事務処理の I C T 化等の運用を開始したところである。

※ICT（Information Communication Technology）」とは、事務処理の効率化及び省力化のために、PC・スマートフォンなどのデジタル機器や情報処理テクノロジーを取り入れること。

2 施策の方向性（目的）

消防団員が安全に活動できるよう必要な被服等の更新・整備を進めるほか、計画的に消防団員の研修等を実施する。

また、消防団の処遇を改善するとともに、持続可能な消防団体制を構築するため、消防団から提出された「持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書」を基に、「（仮称）小田原市消防団再整備計画」を策定し、今後の消防団のあり方や方向性等を定める。

さらに、消防団事務の効率化や、災害の発生状況等を瞬時に共有するために導入した消防団アプリの改善点等を検証していくとともに、適切な運用を続けていく。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防団運営事業	- 消防団員が安全に活動できるよう、高視認性の活動衣及び必要な装備等を更新・整備を進めるほか、計画的に消防団員の研修等を実施する。（消防団員の感染症対策装備品の整備含む） - 消防団員の処遇改善や広報活動等により消防団員確保・入団促進及び環境整備を図る。
消防団 I C T 化事業	消防団事務の I C T 化に導入した消防団アプリの運

	用について検討する。
--	------------

4 施策推進上の課題

人口減少、少子・高齢化等の社会情勢の変化への対応や消防団需要に応じた組織体制の整備と仕組みの構築が必要となる。

4－2 消防団車両・資機材整備事業

1 現状と課題

近年、災害が多様化する中、消防団員の装備品を充実強化する必要性が更に高まっており、小田原市においても「消防団装備の基準」に基づき、計画的に各種装備の配備を進めている。

しかし、近年頻発している豪雨災害では広範囲で土砂災害や浸水害が発生しており、こうした災害を教訓として消防団員が安全に活動できるよう、消防団車両や資機材等の充実強化が求められている。

2 施策の方向性（目的）

災害時における消防団のより効果的な救助活動等を図るため、消防団の安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の整備を促進するほか、計画的に小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車の更新整備を進める。

また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防車両及び資機材等の維持修繕に努める。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防団車両・資機材整備事業	・ 小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車などを計画的に更新整備するとともに、安全かつ有効な活動ができるように、救助用器具や情報通信機器等の更新整備を進める。 ・ 災害時に確実にその機能が果たせるよう、資機材等の取扱い訓練を充実するほか、消防車両及び資機材等の維持修繕に努める。

4 施策推進上の課題

車両装備品、各種資機材を充実強化するためには、資機材倉庫などの保管スペースが必要となるほか、資機材等の取扱い訓練についても充実させる必要が在る。

4-3 消防団施設維持管理事業

1 現状と課題

消防団待機宿舎や分団器具置場等の消防団施設では、厳しい財政状況を背景とする再整備遅延に伴って、その使用年数の長期化による施設の老朽化が顕著となっているほか、待機室やホース洗場、トイレ、ホース乾燥塔等が確保されていない待機宿舎があるなど、消防防災力の低下や維持管理における消防団員の負担増加などが危惧されており、消防団員が活動しやすい施設整備が課題となっている。

また、消防団待機宿舎のトイレは水洗化されていない待機宿舎があることから、消防団員が待機するための環境を整える必要がある。

2 施策の方向性（目的）

消防団施設は、消防団車両や資機材の収納場所であり、災害時は消防団員の参集場所や活動の拠点等として住民の安全・安心の確保に寄与するため、計画的に消防団活動拠点施設（消防団待機宿舎）の再整備を図る。

なお、再整備にあたっては、将来的な配置の見直し等も視野に入れながら施設規模等を検討し進める。

また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防団施設の維持修繕に努める。

3 主な取組内容

実施事業	事業概要
消防団施設維持管理	・消防団施設（消防団待機宿舎）の再整備については、新耐震基準を満たしていないことや、築後経過年数に伴う老朽化の度合い、待機宿舎としての機能不足などを考慮し、地域防災拠点機能の改善の必要性が高い施設から優先的に再整備を進める。 ・再整備にあたっては、将来的な配置の見直し等も視野に入れながら施設規模等を検討し進める。 ・災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防団施設の維持修繕に努める。 ・再整備の優先度が比較的に低い待機宿舎は修繕を行

	い、トイレの水洗化を行う。
--	---------------

4 施策推進上の課題

消防団拠点施設の標準的な機能等に係る国からの通知に基づき、今後の消防団待機宿舎の配置場所や拠点としての規模及び機能等を検討する必要がある。



小田原市消防マスコットキャラクター
「ファイヤーけしまる」